

令和4年仙審第22号

裁 決
漁船A転覆事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官高橋政章出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a を懲戒しない。

理 由

(海難の事実)

- 1 事件発生の年月日時刻及び場所
令和3年11月20日10時20分
新潟県巻漁港北方沖合
- 2 船舶の要目
船 種 船 名 漁船A
総 ト ン 数 1.0トン
登 録 長 6.48メートル
機 関 の 種 類 電気点火機関
出 力 44キロワット

3 事実の経過

Aは、船尾中央に船外機を備えた刺網漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか1人が乗り組み、いずれも救命胴衣を着用し、操業の目的で、船首0.3メートル船尾0.7メートルの喫水をもって、令和3年11月20日10時00分巻漁港を発し、同港北方沖合の漁場に向かった。

ところで、前示漁場は、佐渡海峡の南東部にあり、北西方に面した海岸の沖合約600メートルの水深が6メートルないし7メートルのところ、周辺には海図に記載されていない瀬があることが知られており、沖合から北西寄りの波浪が打ち寄せると磯波が発生しやすい海域であった。そして、a受審人は、同漁場での操業経験が豊富なことから、磯波が発生しやすい海域であることを承知していた。

また、a受審人は、平素、インターネット、テレビ及び天気予報電話サービスから気象情報を入手しており、当日は、波高が1メートルないし1.5メートルであること及び先に帰航した漁師仲間2人から新潟県佐渡島方面から寄せる波浪があるものの、操業には支障ない旨等の気象海象情報を入手していた。

a受審人は、巻漁港の防波堤先端を通過したのち、海岸線に沿って北上し、10時15分前示漁場に到着したとき、北西方沖合から寄せる波浪の波高が1メートルに満たず、投網予定地点に磯波が発生している様子がなかったことから、無難に操業できるものと判断して同地点に移動し、10時19分角田岬灯台から023度1.65海里の地点付近で、船首を315度に向け、機関を中立運転として漂泊を始めた。

a受審人は、船尾甲板に立ち、乗組員を船体中央部甲板に配して投網準備を行っていたところ、風波の影響で船首が徐々に右回頭を始め、

10時20分僅か前左舷方から高起した磯波を受け、海水が打ち込んで水船状態となり、10時20分角田岬灯台から023度1.65海里の地点において、Aは、船首が023度を向いたとき、右舷側に大傾斜し、復原力を喪失して転覆した。

当時、天候は晴れで風力2の北東風が吹き、視界は良好で、潮候は上げ潮の初期に当たり、付近には北西方から波高約1メートルの波浪があった。

転覆の結果、船外機等に濡損を生じたものの、僚船によって巻漁港に引き付けられてのち修理され、船外に投げ出されたa受審人と乗組員は来援した救助船に救助された。

(原因の考察)

本件転覆は、刺し網の投網準備のため漂泊中、左舷方から高起した磯波を受けたことによって発生したものである。

a受審人が無難に操業できる海面状態であると判断して漂泊を開始したのは、インターネット及び漁師仲間から気象海象情報を入手して発航し、転覆地点付近で自ら波浪の状況を確認して過去の操業経験から判断したものであり、僚船2隻が無難に操業を終えて帰航していることから、同人の判断を非難することはできず、転覆地点付近が磯波の発生しやすい海域であることを承知していたとしても、Aを転覆に至らしめるほどの磯波の出現を予測することは困難であったと認められ、原因とすることはできない。

(原因及び受審人の行為)

本件転覆は、巻漁港北方沖合において、刺し網の投網準備のため漂泊中、左舷方から高起した磯波を受けたことによって発生したものである。

a 受審人の行為は、本件発生の原因とならない。

よって主文のとおり裁決する。

令和5年7月31日

仙台地方海難審判所

審判官 植 松 正